

## 万一事故にあわれたら

事故が起こった場合は、ただちに下記窓口までご連絡ください。

### インターネットでの事故のご連絡

<https://www.sompo-japan.co.jp/covenanter/acontact/>



事故サポートセンター (受付時間)24時間365日

# 0120-727-110

●おかけ間違いにご注意ください。

### LINEでの事故のご連絡

事故のご連絡から保険金請求までLINEで完結!

24時間いつでも、カンタン、便利!

LINEのお友だち登録はこちらから >



日本郵政グループ各社にお勤めの  
**期間雇用社員・  
短時間社員の皆さまへ**

安心して働いていただくための補償制度

# 傷害総合保険(団体)

## 付帯サービス SOMPO 健康・生活サポートサービス

### 健康・医療相談サービス

病気に関するご相談や、医療についてのお悩みなど、様々な相談に経験豊富な看護師等専門医療スタッフが電話で応えます。

### 医療機関情報提供サービス

自宅や会社の近くの医療機関のご案内や夜間・休日に診てもらえる医療機関情報などを提供します。

### 専門医相談サービス(予約制)

より専門的な相談を希望する場合は、医師と電話で相談できます。

## 人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス

**人間ドック** 紹介 予約 ▶ 全国の提携医療施設の中から希望にあった施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送まで行います。

**PET検診** 紹介 予約 ▶ がんの早期発見につながるといわれ注目されているPET検診に関する質問に答えます。また、全国の提携医療施設の紹介・予約代行・受診券の郵送まで行います。

**郵送検査** 紹介 ▶ 自宅にいなから検査ができるサービスを紹介します。

### 介護関連相談サービス

介護方法・福祉サービスの情報提供など介護相談全般に応えます。

### 法律・税務・年金相談サービス

法律・税務・年金のご相談に専門家が電話で応えます。一般的な法律・税金に関する相談に、弁護士、司法書士または税理士がお答えするものです。

予約制  
30分間

### メンタルヘルス相談サービス

臨床心理士等が個別のメンタルヘルスに関するカウンセリングを行います。

## お問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

- 取扱代理店 **JP損保サービス株式会社** (受付時間: 平日の午前9時15分から午後5時10分)  
(本社) 〒102-0074 東京都千代田区九段南4-7-15 JPR市ヶ谷ビル4F **TEL: 0120-307-318**  
<https://www.jp-sonpo.co.jp>  
北海道 TEL 011-717-4431 信越 TEL 026-223-6346 中国 TEL 082-228-0261  
東北 TEL 022-214-4104 北陸 TEL 076-265-6465 四国 TEL 089-931-3798  
関東 TEL 0120-307-318 東海 TEL 052-201-0338 九州 TEL 096-371-7210  
東京・南関東 TEL 0120-307-318 近畿 TEL 06-4256-2512
- 幹事引受保険会社 **損害保険ジャパン株式会社**  
営業開発部 日本郵政室  
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL 03-3349-3853 FAX 03-6388-0158 (受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)
- 指定紛争解決機関  
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。  
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター ナビダイヤル 0570-022808<通話料有料>  
受付時間: 平日の午前9時15分~午後5時 (土・日・祝日・年末年始は休業)  
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)
- ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご連絡ください。

## 大切な お知らせ

本契約は2023年10月1日の満期をもって終了となります。  
満期終了後は正社員と同一の保険商品に加入できるようご案内を実施予定です。  
詳しくはP.1をご確認ください。



©JAPAN-DA

✓ケガはもちろん  
✓熱中症  
✓新型コロナウイルス  
感染症  
に対応!

熱中症危険補償特約  
特定感染症危険補償特約

日本郵政グループ  
団体割引

# 36%適用

団体割引20%、  
過去の損害率による割引20%適用

【傷害総合保険にご加入の皆さまへ】  
2022年10月1日以降に保険期間が開始するご契約について、熱中症危険補償特約の追加、団体割引率の変更による保険料の改定、弁護士費用補償の補償内容等の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認いただいたうえで、お申込みくださいますようお願いいたします。

保険期間: 2022年10月1日 午後4時~2023年10月1日 午後4時まで1年間

## 加入対象者

### お申込人・被保険者となれる方

個人賠償と弁護士費用については、被保険者の範囲が異なります。(P.14, 15参照)

下記の日本郵政グループ各社にお勤めの期間雇用社員・短時間社員

#### 【対象企業(日本郵政グループ企業)】

日本郵政(株)、日本郵便(株)、(株)ゆうちょ銀行、(株)かんぽ生命保険、日本郵政コーポレートサービス(株)、ゆうせいチャレンジド(株)、日本郵政インフォメーションテクノロジー(株)、J P ツーウェイコンタクト(株)、(株)郵便局物販サービス、日本郵便輸送(株)、J P ビルマネジメント(株)、日本郵政キャピタル(株)、J P コミュニケーションズ(株)、日本郵便オフィスサポート(株)、J P 損保サービス(株)、JPトールロジスティクス(株)、J P ビズメール(株)、(株)システムトラスト研究所、(株)J P メディアダイレクト、日本郵政不動産(株)、(株)ゆうゆうギフト、J P 東京特選会(株)、日本郵便メンテナンス(株)、かんぽシステムソリューションズ(株)、トールエクスプレスジャパン(株)、東京米油(株)、JPインベストメント(株)、ゆうちょローンセンター株式会社、J P プロパティーズ(株)、J P 楽天ロジスティクス(株)、(株)J P デジタル

## スケジュール

保険期間	2022年10月1日午後4時～2023年10月1日午後4時
初回申込締切日	2022年9月20日(火)
加入者証	2022年11月中旬～月末までに発送予定
初回保険料引落日	2022年12月26日(月) 保険料の引落しについてはP.25のよくある質問Q5もご確認ください。

### 中途加入の場合

締切日	毎月末日(中途加入の場合の最終締切日は2023年5月末日)
補償期間	締切日の翌月1日午前0時～2023年10月1日午後4時
加入者証	補償開始日の属する月の翌月末までに発送予定
初回保険料引落日	補償開始月の翌々月24日(土・日・祝日の場合は翌営業日) 保険料の引落しについてはP.25のよくある質問Q5もご確認ください。

## 商品の販売に関する大切なお知らせ

本商品は、期間雇用社員・短時間社員の皆さまの専用商品として長年にわたり販売を行ってまいりましたが、2023年7月1日(保険始期日)に全社員さまがご加入できる保険商品の販売を予定していることから、本契約は2023年10月1日の満期をもって販売終了となります。長年のご愛顧誠にありがとうございました。なお、2023年10月1日の満期時には、全社員さま向け商品に移行いただけるよう、2023年8月以降に加入者さまのご自宅にご案内を実施予定です。

### 商品移行のイメージ

期間雇用社員・短時間社員の皆さま専用商品

2022年10月1日～2023年10月1日

全社員さま向け商品

2023年7月1日～2024年7月1日

2023年10月1日～2024年7月1日

また、商品移行にあたっては、補償の対象者、補償内容、保険金額、保険料について、ご加入いただいている内容から変更となる可能性があります。詳しくは2023年8月以降に送付するご案内をご確認ください。

## ご加入タイプ

日常的に起こりうる、さまざまなケガや法律上の賠償責任に対応できる補償を日本郵政グループ各社にお勤めの期間雇用社員・短時間社員の皆さま専用に設計しました。

### 熱中症・特定感染症に対応!

### 下記の4タイプで熱中症リスクと新型コロナウイルス感染リスク※へ対応!

※新型コロナウイルスをはじめとした特定感染症による入院、通院、後遺障害が発生した場合の補償が自動でセットされています。

詳しくはP.3,4をご覧ください。▶

現代社会を取り巻く様々なリスクに対応できるよう4タイプをご用意しています。

昨年度まで販売していた「就業中のみタイプ」と「24時間(死亡・後遺障害のみ+個人賠償+弁護士費用タイプ)」は、今年度より新規販売が終了となりますので、ご注意ください。

### 熱中症対応☀️ / 特定感染症対応🦠

1 24時間 + 個人賠償タイプ

24時間365日、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によるケガや、地震、噴火またはこれらによる津波でのケガも補償します。さらに、日常生活における偶然な事故による法律上の損害賠償責任も補償します。

このタイプの加入型は…

P Q R S T U

### おすすめ 熱中症対応☀️ / 特定感染症対応🦠

3 24時間 + 個人賠償 + 弁護士費用タイプ

①のタイプに、さらに、日常生活における法的トラブルにあった時の弁護士費用を補償します。



このタイプの加入型は…

PL QL RL VL SL TL UL WL

### 熱中症対応☀️ / 特定感染症対応🦠

2 24時間タイプ

24時間365日、急激かつ偶然な外来の事故によるケガや、地震、噴火またはこれらによる津波でのケガも補償します。



このタイプの加入型は…

D E F G X Y Z H

### 熱中症対応☀️ / 特定感染症対応🦠

4 24時間 + 弁護士費用タイプ

②のタイプに、さらに、日常生活における法的トラブルにあった時の弁護士費用を補償します。



このタイプの加入型は…

DL EL FL XL YL ZL

加入型の保険金額・保険料は、7・10ページをご確認ください。▶

## 特定感染症危険補償特約

特定感染症(注)の発病により180日以内に、後遺障害、入院、通院が生じた場合に保険金が支払われます。

### ●新型コロナウイルス感染症へ対応

### ●医師の指示のもと、ホテル療養や自宅療養になった場合でも入院保険金が支払われます



新型コロナウイルス(COVID-19)に感染し、医師の指示のもとについて自宅療養を行った。



O-157に感染し、入院と通院で治療した。

**保険金の種類** 死亡保険金、手術保険金はありません。

入院保険金

通院保険金

後遺障害保険金

**お支払い事例** Q型の場合

新型コロナウイルスに感染し、保健所の指示のもと自宅とホテルにて15日間の療養後、通院を2日間行った。

入院保険金:入院日額 4,700円×15日間 = 70,500円  
 通院保険金:通院日額 1,600円×2日間 = 3,200円  
**合計73,700円をお支払い**

お支払金額はご加入タイプによって異なります。

なお、初年度契約の場合は、保険期間の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症(注)に対しては保険金をお支払いできません。

A型、B型、C型、L型、LL型でご継続される場合は、特定感染症危険補償特約の付帯はできません。

#### (注)特定感染症とは

「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症または新型コロナウイルス感染症(※)をいいます。2022年5月現在、結核、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものにかぎります。)、腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。)等が該当します。

(※)新型コロナウイルス感染症は、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものにかぎります。)であるものにかぎります。

## 熱中症危険補償特約

熱中症(日射または熱射)で、被保険者が死亡したとき、後遺障害を被ったとき、入院したとき、手術を受けたとき、通院した場合に保険金が支払われます。

**お支払い事例** Q型の場合



熱中症により病院に緊急搬送となり、2日間の入院後、通院を1日行った。

入院保険金:入院日額 4,700円×2日間 = 9,400円  
 通院保険金:通院日額 1,600円×1日間 = 1,600円

**合計11,000円をお支払い**

お支払金額はご加入タイプによって異なります。

## 個人賠償

日常生活で生じた偶然な事故により、他人にケガを負わせたこと、国内で受託した財物を壊したことや線路への立ち入りで電車等を運行不能にさせてしまったこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。自己負担額ははありません。

### ●月々プラス110円で1事故につき最高1億円まで補償 (保険料月払の場合)

### ●記名被保険者とその家族が補償の対象となります。詳しくはP.14をご確認ください。

### ●全国の自治体で加入義務化が進む自転車保険としても対応

**事故事例**

※実際のお支払金額は、ケガ・損害の状況により異なります。



買い物中に商品を壊してしまった。



自転車で歩行者にぶつかりケガをさせてしまった。

### 「示談交渉サービス(国内で発生した事故のみ)」がご利用いただけます

示談交渉とは、万が一お客さまが、事故により法律上の損害賠償責任を負担することになった場合、お客さまに代わって損保ジャパンが相手方・相手方保険会社と交渉を行うことです。

### 自転車事故における被害者救済の観点から、条例により自転車損害賠償責任保険等への加入を義務化する動きが広がっています

地方公共団体への条例の制定状況(2022年4月1日現在)

条例の種類

都道府県

義務

30都道府県

宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、新潟県、静岡県、岐阜県、愛知県、三重県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

(注)上記のほか、政令指定都市では、岡山市において義務条例を制定済み

努力義務

9都道府県

北海道、青森県、茨城県、富山県、和歌山県、鳥取県、徳島県、高知県、佐賀県

出典:国土交通省 自転車損害賠償責任保険等への加入促進について

月々プラス230円で次の法的トラブルにあったときの  
(保険料月払の場合)  
 弁護士費用をサポートします。

【対象となるトラブルの当事者】

<被保険者ご本人が親権者の場合>

トラブルの当事者



複数のお子さまを補償の対象とすることが可能です。

人格権侵害<sup>(※)</sup>

- こどもがいじめにあい、登校拒否の状態になった。
- 昔の交際相手からストーカー行為をされている。
- ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)上でいわれもない誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。
- 電車で痴漢被害を受けた。



被害事故

- 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
- インターネット通販の会社から、本物といつわられて、偽物のブランド品を売りつけられた。



以下のようなトラブルは保険金のお支払いの対象になりません。

- 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
- 医療ミスによる被害事故に関するトラブル
- 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル
- 借金の利息の過払金請求に関するトラブル
- 顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブル
- 労働に関するトラブル

など

(※)人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。

2つの保険金で気になる費用をしっかりサポートします。国内補償<sup>(※)</sup>

1 法律相談費用保険金

弁護士へ法律相談を行うときに負担した法律相談費用を補償します。

■保険金額  
 (保険期間1年間につき)  
**通算 10万円 限度**

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する法律相談にかかった費用

自己負担額(免責金額)  
**1,000円**

2 弁護士委任費用保険金

弁護士へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士委任費用を補償します。

■保険金額  
 (保険期間1年間につき)  
**通算 300万円 限度**

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する弁護士委任にかかった費用

自己負担割合  
**10%**

(※)日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象となります。

⚠ いずれの保険金も、弁護士への法律相談および委任契約の締結前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。

お支払事例(人格権侵害に関するトラブル)

昔の交際相手にストーカー被害を受けている。自分だけで対応するのはこわいので、弁護士に間に入ってもらい交渉を行った。2回の話し合いの末、本当に嫌がっていることを相手が理解し、今後は付きまとわないと約束してくれたため、合意書面を作成した。

法律相談にかかった費用 **1万円**

法律相談費用保険金のお支払額  
 1万円 - 1,000円(自己負担額) = **9,000円**

弁護士委任にかかった費用 **40万円**  
着手金 15万円、報酬金 25万円

弁護士委任費用保険金のお支払額  
 40万円 × (100% - 10%(自己負担割合)) = **36万円**

**合計36万9,000円をお支払い**

金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。

相談できる弁護士が身近にいなくても安心!「弁護士紹介サービス」

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、担当の損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。

「被害事故・嫌がらせ相談窓口」

被害事故または人格権侵害への対応が必要な際に、お電話でご相談いただくことができるサービスです。警察OB等トラブル対応の専門コンサルタントが、対応等についてアドバイスさせていただきます。保険金請求対象の確認や弁護士委任のご相談は対象外となりますので、事故サポートセンターへのご連絡をお願いします。

(注1)本サービスは損保ジャパンの提携業者がご提供します。

(注2)ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。

(注3)ご利用は日本国内からにかぎります。

(注4)本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(注5)保険金をお支払する事由が発生した場合は、下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

事故サポートセンター:【受付時間】24時間365日 0120-727-110

・保険金のお支払方法等重要な事項は、P.12「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。

・弁護士費用または個人賠償責任における補償の重複については、P.15をご確認ください。

# 傷害総合保険(団体) 保険金額と保険料(一時払・月払)

①から④のタイプすべてに天災危険補償特約、特定感染症危険特約、熱中症危険補償特約がセットされます。

(保険期間1年 団体割引20% 過去の損害率による割引20%)

## 1 24時間+個人賠償タイプ

型		P型/S型	Q型/T型	R型/U型	
保険金額	死亡・後遺障害	785万円	556万円	389万円	
	入院保険金日額	6,000円	4,700円	2,800円	
	通院保険金日額	2,900円	1,600円	1,000円	
	手術保険金	外来の手術	30,000円	23,500円	14,000円
		入院中の手術	60,000円	47,000円	28,000円
	個人賠償	1億円	1億円	1億円	
	保険料	一時払	23,750円 (P型)	16,220円 (Q型)	10,960円 (R型)
月払		2,180円 (S型)	1,490円 (T型)	1,010円 (U型)	

## 2 24時間タイプ

型		D型/X型	E型/Y型	F型/Z型	
保険金額	死亡・後遺障害	785万円	556万円	389万円	
	入院保険金日額	6,000円	4,700円	2,800円	
	通院保険金日額	2,900円	1,600円	1,000円	
	手術保険金	外来の手術	30,000円	23,500円	14,000円
		入院中の手術	60,000円	47,000円	28,000円
	個人賠償	1億円	1億円	1億円	
	保険料	一時払	22,540円 (D型)	15,010円 (E型)	9,750円 (F型)
月払		2,070円 (X型)	1,380円 (Y型)	900円 (Z型)	

型		NEW G型/H型	
保険金額	死亡・後遺障害	268万円	
	入院保険金日額	2,000円	
	通院保険金日額	800円	
	手術保険金	外来の手術	10,000円
		入院中の手術	20,000円
保険料	一時払	7,100円 (G型)	
	月払	650円 (H型)	

現在、A型、B型、C型、L型、LL型にご加入の方は、継続のご案内に同封の【別紙】を必ずご確認ください。

## 3 24時間+個人賠償+弁護士費用タイプ

型		PL型/SL型	QL型/TL型	RL型/UL型	
保険金額	死亡・後遺障害	785万円	556万円	389万円	
	入院保険金日額	6,000円	4,700円	2,800円	
	通院保険金日額	2,900円	1,600円	1,000円	
	手術保険金	外来の手術	30,000円	23,500円	14,000円
		入院中の手術	60,000円	47,000円	28,000円
	個人賠償	1億円	1億円	1億円	
	弁護士費用	法律相談費用 (自己負担額1,000円)	通算10万円限度	通算10万円限度	通算10万円限度
弁護士委任費用 (自己負担割合10%)		通算300万円限度	通算300万円限度	通算300万円限度	
保険料	一時払	26,270円 (PL型)	18,740円 (QL型)	13,480円 (RL型)	
	月払	2,410円 (SL型)	1,720円 (TL型)	1,240円 (UL型)	

型		NEW VL型/WL型	
保険金額	死亡・後遺障害	268万円	
	入院保険金日額	2,000円	
	通院保険金日額	800円	
	手術保険金	外来の手術	10,000円
		入院中の手術	20,000円
	個人賠償	1億円	
	弁護士費用	法律相談費用 (自己負担額1,000円)	通算10万円限度
弁護士委任費用 (自己負担割合10%)		通算300万円限度	
保険料	一時払	10,830円 (VL型)	
	月払	990円 (WL型)	

現在、A型、B型、C型、L型、LL型にご加入の方は、継続のご案内に同封の【別紙】を必ずご確認ください。

## 4 24時間+弁護士費用タイプ

型		DL型/XL型	EL型/YL型	FL型/ZL型	
保険金額	死亡・後遺障害	785万円	556万円	389万円	
	入院保険金日額	6,000円	4,700円	2,800円	
	通院保険金日額	2,900円	1,600円	1,000円	
	手術保険金	外来の手術	30,000円	23,500円	14,000円
		入院中の手術	60,000円	47,000円	28,000円
	弁護士費用	法律相談費用 (自己負担額1,000円)	通算10万円限度	通算10万円限度	通算10万円限度
		弁護士委任費用 (自己負担割合10%)	通算300万円限度	通算300万円限度	通算300万円限度
保険料	一時払	25,060円 (DL型)	17,530円 (EL型)	12,270円 (FL型)	
	月払	2,300円 (XL型)	1,610円 (YL型)	1,130円 (ZL型)	

## 傷害総合保険(団体) 中途加入(一時払)の場合の保険料

- 中途加入は、毎月末日締切、翌月1日午前0時保険責任開始となります。
  - 保険開始日から2023年10月1日までの期間に対する保険料を「一時払」、または「月払」でお支払いいただきます。
  - 一時払の場合、残りの期間に対する保険料を一括でご指定の口座から引落としさせていただきます。
  - 月払の場合、P.7・8に記載の月払保険料をご指定の口座から引落としさせていただきます。
- ※保険開始日の2か月後から引落とし開始となりますのでご注意ください。

(例)2022年10月10日にQL型に申し込んだ場合  
 中途加入期間：2022年11月1日～2023年10月1日 11か月間  
 一時払保険料：17,180円  
 2023年6月1日以降にお申し込みの場合はJP損保サービス本社までご連絡ください。  
 (団体割引20%、過去の損害率による割引20%)

### 1 24時間+個人賠償タイプ (一時払)

型		P型	Q型	R型	
一時払保険料(1年間)		23,750円	16,220円	10,960円	
中途加入保険料	申込月	保険開始日	P型	Q型	R型
	10月	11月1日	21,780円	14,870円	10,050円
	11月	12月1日	19,790円	13,530円	9,130円
	12月	1月1日	17,830円	12,170円	8,220円
	1月	2月1日	15,840円	10,820円	7,300円
	2月	3月1日	13,870円	9,470円	6,390円
	3月	4月1日	11,880円	8,130円	5,500円
	4月	5月1日	9,900円	6,750円	4,570円
	5月	6月1日	7,910円	5,400円	3,660円

### 2 24時間タイプ (一時払)

型		D型	E型	F型	
一時払保険料(1年間)		22,540円	15,010円	9,750円	
中途加入保険料	申込月	保険開始日	D型	E型	F型
	10月	11月1日	20,670円	13,760円	8,940円
	11月	12月1日	18,780円	12,520円	8,120円
	12月	1月1日	16,920円	11,260円	7,310円
	1月	2月1日	15,030円	10,010円	6,490円
	2月	3月1日	13,160円	8,760円	5,680円
	3月	4月1日	11,270円	7,520円	4,890円
	4月	5月1日	9,400円	6,250円	4,070円
	5月	6月1日	7,510円	5,000円	3,260円

型		G型	
一時払保険料(1年間)		7,100円	
中途加入保険料	申込月	保険開始日	G型
	10月	11月1日	6,520円
	11月	12月1日	5,920円
	12月	1月1日	5,340円
	1月	2月1日	4,730円
	2月	3月1日	4,150円
	3月	4月1日	3,550円
	4月	5月1日	2,970円
5月	6月1日	2,370円	

### 3 24時間+個人賠償+弁護士費用タイプ (一時払)

型		PL型	QL型	RL型	
一時払保険料(1年間)		26,270円	18,740円	13,480円	
中途加入保険料	申込月	保険開始日	PL型	QL型	RL型
	10月	11月1日	24,090円	17,180円	12,360円
	11月	12月1日	21,890円	15,630円	11,230円
	12月	1月1日	19,720円	14,060円	10,110円
	1月	2月1日	17,520円	12,500円	8,980円
	2月	3月1日	15,340円	10,940円	7,860円
	3月	4月1日	13,140円	9,390円	6,760円
	4月	5月1日	10,950円	7,800円	5,620円
	5月	6月1日	8,750円	6,240円	4,500円

型		VL型	
一時払保険料(1年間)		10,830円	
中途加入保険料	申込月	保険開始日	VL型
	10月	11月1日	9,940円
	11月	12月1日	9,030円
	12月	1月1日	8,140円
	1月	2月1日	7,220円
	2月	3月1日	6,330円
	3月	4月1日	5,420円
	4月	5月1日	4,520円
5月	6月1日	3,610円	

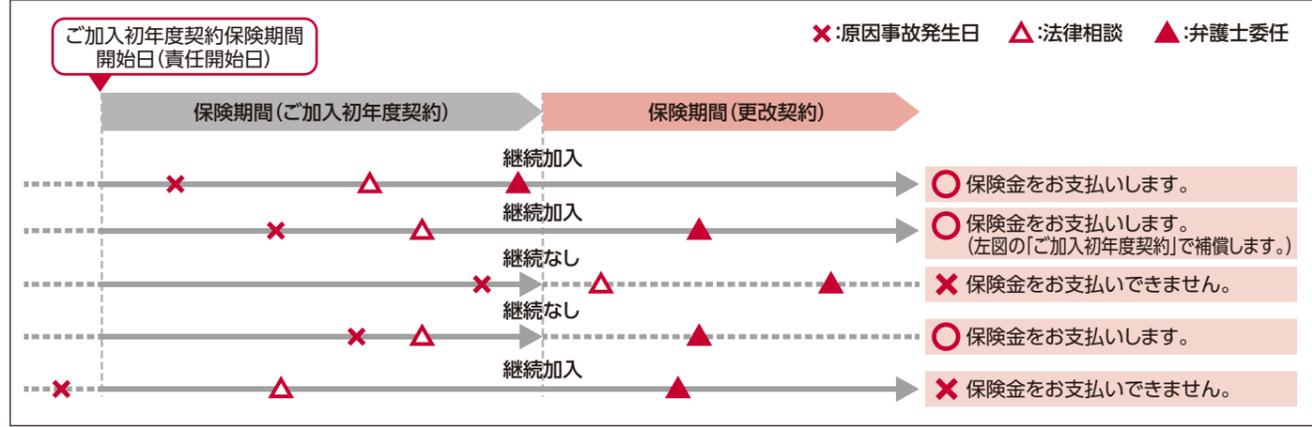
### 4 24時間+弁護士費用タイプ (一時払)

型		DL型	EL型	FL型	
一時払保険料(1年間)		25,060円	17,530円	12,270円	
中途加入保険料	申込月	保険開始日	DL型	EL型	FL型
	10月	11月1日	22,980円	16,070円	11,250円
	11月	12月1日	20,880円	14,620円	10,220円
	12月	1月1日	18,810円	13,150円	9,200円
	1月	2月1日	16,710円	11,690円	8,170円
	2月	3月1日	14,630円	10,230円	7,150円
	3月	4月1日	12,530円	8,780円	6,150円
	4月	5月1日	10,450円	7,300円	5,120円
	5月	6月1日	8,350円	5,840円	4,100円

## 弁護士費用に関する保険責任について

- 保険責任は保険期間開始日の午後4時(中途加入の場合は、保険期間開始日の午前0時)に始まりますが、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
- 保険金請求権者が保険期間中に最初の法律相談または弁護士委任を行った場合に、保険金をお支払いします。
- 同一のトラブルに起因して行われた一連の法律相談または弁護士委任は、法律相談もしくは弁護士委任の回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの法律相談または弁護士委任として、保険金が支払われる最初の法律相談または弁護士委任が行われた時に一連の法律相談または弁護士委任が行われたものとみなし、保険金の限度額を適用します。

【「保険責任の開始」と「原因事故発生日および法律相談・弁護士委任と保険期間との関係」(イメージ図)】



## ご加入手続き

### ■新規にご加入の方

- (1) 「傷害総合保険(団体)加入申込票」に必要事項をご記入のうえ、ご署名ください。
- (2) ゆうちょ銀行「自動払込利用申込書」に必要事項をご記入のうえ「届出印」をご捺印ください。
- (3) ご記入済みの「傷害総合保険(団体)加入申込票」と「自動払込利用申込書」を総務担当者もしくは所属部署担当者までご提出ください。  
⇒記入方法については、P.23～P.24をご覧ください。

### ■継続してご加入の方

- (1) 「傷害総合保険(団体)加入依頼書」に打ち出されている「住所」、「氏名」、「生年月日」、「職業職種名」、「所属名」をご確認ください。  
変更・修正が必要な場合は二重線で抹消のうえ、余白に正しい内容をご記入ください。
  - (2) 「住所カナ」、「氏名漢字」が打ち出されていない場合はご記入ください。
  - (3) 加入タイプを変更される場合は、「前年と同じタイプ」を二重線で抹消のうえ「おすすめタイプ」をご選択いただくか、「上記以外のタイプ」欄にご希望のタイプと保険料をご記入ください。
  - (4) ご署名またはご捺印のうえ、総務担当者もしくは所属部署担当者までご提出ください。  
⇒記入方法については、P.21～P.22をご覧ください。
- ※1 加入者証について 後日、損保ジャパンから「加入者証」をお届けします。それまでお客さま控を大切に保管ください。  
「加入者証」は保険期間終了まで大切に保管ください。
- ※2 中途脱退の取扱い 中途脱退をご希望される場合は、JP損保サービス本社までご連絡ください。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただけますようお願いいたします。ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。

## この保険のあらまし(契約概要のご説明)

- 商品の仕組み: この商品は傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者: 日本郵政株式会社
- 保険期間: 2022年10月1日午後4時から2023年10月1日午後4時までの1年間となります。
- 申込締切日: 2022年9月30日
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等: 引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
  - 加入対象者: 日本郵政グループの業務に従事する期間雇用社員・短時間社員
  - 被保険者: 日本郵政グループの業務に従事する期間雇用社員・短時間社員の方を被保険者としてご加入いただけます。ただし、弁護士費用補償のあるタイプに加入される場合は未成年者を除きます。
- お支払方法: 保険料は保険始期月(\*)の2か月後の24日(土・日・祝日の場合は翌営業日)にご指定口座(ゆうちょ銀行)から引落としてされます。  
(\*) 中途加入の場合は、中途加入の保険開始月
- お手続方法: 下表のとおり必要書類をご記入のうえ、総務担当者もしくは所属部署担当者までご提出ください。

ご加入対象者		お手続き方法
新規加入者の皆さま		「傷害総合保険(団体)加入申込票」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただけます。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のタイプ(送付した「傷害総合保険(団体)加入依頼書」に打ち出しのタイプ)で継続加入を行う場合	「傷害総合保険(団体)加入依頼書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただけます。
	ご加入タイプを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合※	前年と条件を変更する旨を記載した「傷害総合保険(団体)加入依頼書」をご提出いただけます。
	継続加入を行わない場合	書類のご提出は不要です。

※「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、あらかじめ「傷害総合保険(団体)加入依頼書」に打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。「傷害総合保険(団体)加入依頼書」の修正方法等は総務担当者もしくは所属部署担当者までお問い合わせください。  
(注)ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。

- 中途加入: 中途加入は、毎月、受付をしています。(2023年5月末まで) その場合の保険期間は、毎月末日締切の翌月1日午前0時から2023年10月1日午後4時までとなります。
- 中途脱退: 中途脱退をご希望される場合は、JP損保サービス本社までご連絡ください。
- 団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金: この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。
- ご契約の解除: 下記の場合、解除となりご加入の契約の効力が失効しますのでご注意ください。
  - 一時払の場合: 保険始期月(\*)の2か月後の24日(土・日・祝日の場合は翌営業日)にご指定口座(ゆうちょ銀行)から引落としが出来ず、その翌月末までに保険料のお支払いがなかった場合、保険始期月(\*)初日に遡りして解除となりますのでご注意ください。  
(\*) 中途加入の場合は、中途加入の保険開始月
  - 月払の場合: 毎月24日(土・日・祝日の場合は翌営業日)にご指定口座(ゆうちょ銀行)から引落としが出来ず、その翌月末までに保険料のお支払いがなかった場合、3ヶ月前の初日に遡りして解除となりますのでご注意ください。

## 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ(\*)をされた場合等に、保険金をお支払いします。また、地震、噴火またはこれらによる津波でのケガも補償します。

(※) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。「熱中症危険補償特約」がセットされていますので、日射または熱射による身体の障害もお支払いの対象となります。特定感染症危険[後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金]補償特約で対象となる特定感染症を原因とする食中毒にかぎり、同特約の内容に従いお支払いの対象となります。

(注) 保険期間の開始日より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

- 「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
- 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
- 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。  
(注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

## 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 <b>死亡保険金の額=死亡・後遺障害保険金額の全額</b>	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 <b>後遺障害保険金の額=死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%~100%)</b>	⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故
入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 <b>入院保険金の額=入院保険金日額×入院日数(1,000日限度)</b>	⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故
手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりず。 なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、<入院中に受けた手術の場合>の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2) <b>&lt;入院中に受けた手術の場合&gt;手術保険金の額=入院保険金日額×10(倍)</b> <b>&lt;外来で受けた手術の場合&gt;手術保険金の額=入院保険金日額×5(倍)</b> (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりず。	⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故
通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 <b>通院保険金の額=通院保険金日額×通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の90日限度)</b> (注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故
	<b>【特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金」補償特約】</b> 特定感染症(※1)を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金(180日限度)、通院保険金(180日以内の90日限度)をお支払いします。ご加入初年度の場合は、保険期間の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金をお支払いできません。 (※1)「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症または新型コロナウイルス感染症(※2)をいいます。2022年5月現在、結核、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものにかぎりず。)、腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。))等が該当します。 (※2)新型コロナウイルス感染症は、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものにかぎりず。)であるものにかぎりず。	⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故
	<b>【熱中症危険補償特約】</b> この特約により、普通保険約款第2章傷害条項第1条(保険金を支払う場合)(1)傷害には日射または熱射による身体の障害も含むものとします。	

## 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任	日本国内または国外において、被保険者(※1)が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありせん。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 ①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ②被保険者(※1)の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。))に起因する偶然な事故(例:自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③日本国内で受託した財物(受託品)(※2)を壊したり盗まれた場合 ④誤って線路上に立ち入ったことなどにより電車等(※3)を運行不能にさせた場合  (※1)この特約における被保険者は次のとおりです。 ア.本人 イ.本人の配偶者 ウ.本人またはその配偶者の同居の親族 エ.本人またはその配偶者の別居の未婚の子 オ.本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎりず。)。ただし、本人に関する事故にかぎりず。 カ.イ.からエ.までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎりず。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりず。なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 (※2)次のものは「受託品」に含まれません。 ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・義歯、義肢その他これらに準ずる物 ・動物、植物 ・自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ・山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ・データやプログラム等の無体物 ・漁具 ・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物  (※3)「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両(※1)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩環境汚染に起因する損害賠償責任 ⑪受託品に対して正当な権利を有していない者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害 ⑫受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的事故 ・置き忘れ(※2)または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取

## 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

弁護士費用補償(弁護士費用総合補償特約)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合					
弁護士費用(注) 法律相談費用保険金 + 弁護士委任費用保険金	被保険者が、保険期間中の原因事故によって発生した以下 <b>1・2</b> のいずれかに該当するトラブル(※1)について、弁護士への法律相談または委任を行った場合は、それによって、事前に損保ジャパンの同意を得て、保険期間中に法律相談費用または弁護士委任費用を負担することにより被った損害に対して、法律相談費用保険金または弁護士委任費用保険金をお支払いします。ただし、被保険者の未成年の子が被った原因事故に関するトラブルについても対象となります。 なお、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡したときは、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。	<b>【全トラブルに共通の事由】</b> ①故意、重大な過失または契約違反 ②自殺行為(※)、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤またはシンナー等の使用 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥国または公共団体の強制執行または即時強制 ⑦財物の欠陥、自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等。ただし、これにより身体の障害または他の財物の損壊が発生している場合については保険金をお支払いします。 ⑧被保険者または被保険者の未成年の子の職務遂行に関するトラブルおよび職場におけるいじめもしくは嫌がらせによる精神的苦痛に関するトラブル ⑨主として被保険者または被保険者の未成年の子の職務のために使用される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する事由 ⑩債務整理および金銭消費貸借契約に関するトラブル(過払金の返還請求に関するトラブルを含みます。)。ただし、詐欺による被害事故に関するトラブルについては保険金をお支払いします。 ⑪保険契約または共済契約に関する事由 ⑫被保険者または被保険者の未成年の子とその親族との間で発生した事由 ⑬環境汚染 ⑭環境ホルモン、石綿またはこれと同種の有害な特性に起因する事由 ⑮騒音、振動、悪臭、日照不足等 ⑯電磁波障害 など					
	<b>1 被害事故に関するトラブル</b> ケガを負わされた、財物を壊された、盗難または詐欺にあった等(※2)の被害を被ったことによるトラブルをいいます。						
	<b>2 人格権侵害に関するトラブル</b> 不当な身体の拘束による自由の侵害、名誉毀損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ったことに関するトラブルをいいます。 (注)警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等をし、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>保険金種類</th> <th>お支払いする保険金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法律相談費用保険金</td> <td>                             法律相談(※3)の対価として弁護士に支払われるべき、事前に損保ジャパンの同意を得た費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談費用の保険金額を限度とします。  <math display="block">\text{法律相談費用保険金の額} = \text{損害の額} - \text{自己負担額 } 1,000\text{円}</math> </td> </tr> <tr> <td>弁護士委任費用保険金</td> <td>                             弁護士委任(※3)によりトラブルを解決するために要する、事前に損保ジャパンの同意を得た着手金、報酬金、手数料、訴訟費用および諸経費(※4)を負担することにより被った損害に対し、弁護士委任費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士委任費用の保険金額を限度とします。なお、顧問料および日当は、対象となりません。  <math display="block">\text{弁護士委任費用保険金の額} = \text{損害の額} \times (100\% - \text{自己負担割合 } 10\%)</math> </td> </tr> </tbody> </table>	保険金種類	お支払いする保険金の額	法律相談費用保険金	法律相談(※3)の対価として弁護士に支払われるべき、事前に損保ジャパンの同意を得た費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談費用の保険金額を限度とします。 $\text{法律相談費用保険金の額} = \text{損害の額} - \text{自己負担額 } 1,000\text{円}$	弁護士委任費用保険金	弁護士委任(※3)によりトラブルを解決するために要する、事前に損保ジャパンの同意を得た着手金、報酬金、手数料、訴訟費用および諸経費(※4)を負担することにより被った損害に対し、弁護士委任費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士委任費用の保険金額を限度とします。なお、顧問料および日当は、対象となりません。 $\text{弁護士委任費用保険金の額} = \text{損害の額} \times (100\% - \text{自己負担割合 } 10\%)$
保険金種類	お支払いする保険金の額						
法律相談費用保険金	法律相談(※3)の対価として弁護士に支払われるべき、事前に損保ジャパンの同意を得た費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談費用の保険金額を限度とします。 $\text{法律相談費用保険金の額} = \text{損害の額} - \text{自己負担額 } 1,000\text{円}$						
弁護士委任費用保険金	弁護士委任(※3)によりトラブルを解決するために要する、事前に損保ジャパンの同意を得た着手金、報酬金、手数料、訴訟費用および諸経費(※4)を負担することにより被った損害に対し、弁護士委任費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士委任費用の保険金額を限度とします。なお、顧問料および日当は、対象となりません。 $\text{弁護士委任費用保険金の額} = \text{損害の額} \times (100\% - \text{自己負担割合 } 10\%)$						
	(注)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、以下の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。 ①被保険者または被保険者の未成年の子に原因事故が発生した時のお支払条件により算出した保険金の額 ②保険金請求権者が行った最初の法律相談または弁護士委任のうちいずれか早い時のお支払条件により算出した保険金の額 (※1)日本の国内法に基づき解決するトラブルにかぎります。 (※2)財物の盗難または詐欺にあったこと等による被害の場合は、警察への届出を行ったものにかぎります。 (※3)同一のトラブルに起因して行われた一連の法律相談または弁護士委任は、法律相談もしくは弁護士委任の回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの法律相談または弁護士委任とみなし、保険金が支払われる最初の法律相談または弁護士委任が行われた時に一連の法律相談および弁護士委任が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。 (※4)諸経費とは、弁護士が、依頼者に対して着手金および報酬金等とは別に請求する郵便切手代、収入印紙代、謄写料、交通費、通信費、宿泊費、調査費用およびその他委任事務処理に要する費用をいいます。ただし、保証金、保管料、供託金およびこれらに類する費用を含みません。						
	<b>【各トラブル固有の事由】</b> <b>左記 1 に該当する場合</b> ⑰自動車等の所有、使用もしくは搭乗または管理に起因して発生した、被保険者または被保険者の未成年の子が被った被害事故に関するトラブル ⑱医師等が行う診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の予防 ⑲あんま、マッサージ、指圧、鍼、灸または柔道整復等 ⑳薬剤師等による医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示 ㉑身体美容または整形 など						

(注)補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。

(※1)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

## 用語のご説明

用語	用語の定義	
原因事故	法律相談または弁護士委任に至るトラブルの原因となった偶然な事故または事由をいいます。原因事故の発生の際は、それぞれのトラブルごとに以下の時をいいます。	
	トラブルの種類	原因事故の発生の時
	1.被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時
2.人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時	
財物	被保険者または被保険者の未成年の子が所有、使用または管理する財産的価値を有する有体物(通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずるものを含みます。)をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。	
財物の損壊	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。	
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)	
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。	
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。	
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。	
被保険者の未成年の子	被保険者が親権を有する、未成年の子をいいます。なお、被保険者との続柄は、原因事故発生時におけるものをいいます。	
弁護士	弁護士法(昭和24年法律第205号)の規定により、日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録された者をいいます。なお、被保険者が弁護士の場合は、被保険者以外の弁護士をいいます。	
法律相談	弁護士法(昭和24年法律第205号)第3条(弁護士の職務)に規定する「その他一般の法律事務」に基づく法律相談をいいます。ただし、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等を含みます。	
保険金請求権者	弁護士費用補償においては、トラブルの当事者である被保険者をいいます。ただし、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルにおける原因事故によって被保険者が死亡した場合は、その法定相続人として、法律上の損害賠償請求に関する法律相談または弁護士委任を行う者を含みます。	
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方(※1)および同性パートナー(※2)を含みます。(※1)内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。(※2)同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方をいいます。(注)内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。	
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。	
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。	
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。	

## ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

### 1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

### 2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。  
(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。  
<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。  
★被保険者の職業または職務 ★他の保険契約等(※)の加入状況
- (※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。  
\*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。  
\*告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。
- 弁護士費用補償において、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。

### 3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

- 加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なくJP損保サービスまたは損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。
- 変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払うことがあります。
- この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なくJP損保サービスまたは損保ジャパンまでご通知ください。
- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめJP損保サービスまたは損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- 団体から脱退される場合は、必ずJP損保サービス本社にお申し出ください。  
<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>  
被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎり)を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、JP損保サービスまたは損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。  
<重大理由による解除等>  
保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。  
<他の身体障害または疾病の影響>
- すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

### 4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まりです。

\*中途加入の場合は、毎月末日までの受付分は受付日の翌月1日午前0時に保険責任が始まります。

### 5. 事故がおきた場合の取扱い

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたはJP損保サービスまでご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者が法律相談および弁護士委任をおこなわれる場合は、所定の事項について、事前に損保ジャパンに書面でご通知ください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく法律相談および弁護士委任をおこなった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。なお、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルに該当する場合において、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡されたときは、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。
- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届けてください。  
(注)個人賠償(個人賠償責任補償特約)をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。  
なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。  
・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合  
・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など

## ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)(続き)

- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書、紛争状況申告書、原因事故の内容を確認できる客観的書類 など
③	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) ③法律相談費用または弁護士委任費用を負担した場合 法律相談または弁護士委任それぞれの発生日時、所要時間および事案の内容を確認できる客観的書類、法律相談費用または弁護士委任費用それぞれの金額を確認できる客観的書類、弁護士委任契約書、裁判所の受領印が押印された調停等に関する申立書または訴状の写し、調停調書・和解調書・審判書・示談書または判決書その他これに代わるべき書類 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1)事故の内容またはケガの程度および損害額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2)被保険者が保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

### 6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

### 7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、JP損保サービス本社までご連絡ください。

- (1)一時払の場合  
脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経験であった期間(保険期間のうちまだ過ぎていない期間)の保険料を返れいする場合があります。
  - (2)月払の場合  
脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日からすでに過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただけます。  
なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。
- (注)ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただけます。詳しい内容につきましては、JP損保サービスまたは損保ジャパンまでお問い合わせください。

### 8. 複数の保険会社による共同保険契約の縮結

この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。

引受保険会社	引受割合
損害保険ジャパン株式会社(幹事)	60%
三井住友火災海上保険株式会社	20%
東京海上日動火災保険株式会社	20%

### 9. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

## ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)(続き)

### 10. 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンならびにJP損保サービスに提供します。
  - 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。
  - 申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。
  - JP損保サービスは、本契約に関する個人情報を保険商品やそのサービスの提供とご案内並びにJP損保サービスが仲介する提携会社の保険関連サービスの提供とご案内のために必要な範囲で利用するほか、提携する他の保険代理店とともに保険商品やそのサービスの提供とご案内に必要な範囲で利用します。その他の目的には利用しません。
- なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、JP損保サービスのホームページ(<https://www.jp-sonpo.co.jp/>)に掲載の個人情報の保護に関する基本方針をご覧ください。また、JP損保サービス各営業所までお問い合わせ願います。

#### 【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

### 1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約
- 保険金額
- 保険期間
- 保険料、保険料払込方法
- 満期返れい金・契約者配当金がないこと

もう一度  
ご確認ください。

### 2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)

- 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

#### 【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

- 職業・職種はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職業・職種」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造作業、漁業作業、建設作業(高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石作業、自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業作業

※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。

※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)の方等についてはお引き受けできません。

### 3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

## お支払事例

### ケガ

自転車で走行中、バランスを崩し、転倒。右手首を捻挫した。

お支払保険金額

約90,000円

配達のためバイク走行中、石垣の壁に足をひっかけて、右足首を骨折した。

約290,000円

### 熱中症

局内での仕分け業務中に熱中症を発症、緊急搬送され、入院した。

お支払保険金額

約20,000円

### 新型コロナウイルス感染症

コロナ陽性と判明し、保健所の指示により、1週間自宅療養した。

お支払保険金額

約40,000円

### 個人賠償

友人宅でつまづき、友人所有のテレビを落下させ、液晶が破損してしまった。

お支払保険金額

約120,000円

草刈りで石が飛び、他人の車に当たってキズをつけてしまった。

約30,000円

コンサート中に隣の人と接触し、ケガをさせてしまった。

約60,000円

### 弁護士費用

子どもが学校で暴力によるいじめにあった。

お支払保険金額

約100,000円

SNSに勝手に写真を投稿され、誹謗中傷にあい精神的苦痛を受けた。

約800,000円

※実際のお支払いはご加入の内容やおケガの状態により異なります。

# 「傷害総合保険(団体)加入 依頼書」(継続)記入方法

## 継続でご加入の方の記入方法

〈10月1日から継続して加入する場合(Fタイプ→Qタイプ)〉

郵便番号・自宅電話番号・携帯電話番号・住所に変更がある場合は、二重線で抹消の上、正しい内容を余白へご記入ください

必ずご署名またはご捺印ください

必ず申込日をご記入ください

必ず社員番号をご記入ください

**傷害総合保険(団体)加入依頼書**

〒102-0074 0120-307-318  
 トウキョウトチヨダククダシナミ4-7-15  
 東京都千代田区九段南4-7-15  
 郵便 郵便 郵次郎

加入者名 漢字 郵便 郵次郎  
 (打ち出しがない場合)漢字でご記入ください

加入者名 かな ユウビン ユウジロウ  
 性別 ①男 ②女 生年月日 1.明治 2.大正 ③昭和 4.平成 ××年×月×日 ○○才

現在の職種をご記入ください  
 職種についてはパンフレットP.24「★職種について」をご確認ください

加入者との関係 ①本人 ②配偶者 ③子供 ④親 ⑤兄弟姉妹 ⑥その他同居親族  
 ⑦後職員・その家族  
 職種 シュウハイ(ニリン)

ここに一切記入しないでください

申込日 令和 4年9月2日

勤務先(局)郵便番号 139-9999  
 勤務先名・局名 ギンザチュウオウ  
 社員番号 ○○○○○○  
 所属部署名 000ダイニシュウハイエイギョウ  
 整理番号 123456789

保険期間 令和4年10月1日から 令和5年10月1日まで  
 証券番号 912111F610

加入者合計(シート計)保険料 16,220 9,750  
 ※分割払は1回分

おすすめタイプ Q 16,220  
 前年と同じタイプ F 9,750

おすすめタイプをご希望の場合「前年と同じタイプ」を二重線で抹消し「おすすめタイプ」へ○をご記入ください

●印字されていないタイプをご希望の場合「おすすめタイプ」「前年と同じタイプ」を二重線で抹消し「上記以外のタイプ」欄にご希望の型と保険料をご記入ください

ここには一切記入しないでください

ここには一切記入しないでください

タイプ変更後の保険料にご訂正ください

死亡保険金受取人欄に、ご記入のない場合は、法定相続人が死亡保険金受取人となります。

事業主名称 (加入者住所と異なる時のみ記入)  
 事業主の関 係 1.給与等の費用 2.代行差遣い入れ費用

住所 東京都千代田区九段南4-7-15

事業主費用 別紙

印 印

前年と同じタイプ F 9,750

おすすめタイプ Q 16,220

上記以外のタイプ 8C0 型801 □DA0 8C2 型805 □DA2

引落とし口座に変更がない場合は自動払込利用申込書のご提出は不要です。

\*必要事項をご記入のうえ、総務担当者または所属部署担当者へご提出ください。

# 「傷害総合保険(団体)加入 申込票」(新規)記入方法

## 新規でご加入の方の記入方法

〈QLタイプに新規に加入する場合〉

必ずご署名ください

申込日を記入ください  
郵便番号  
電話番号  
携帯電話番号  
住所(カタカナ)  
氏名  
生年月日  
性別  
をご記入ください

本パンフレットのP.24「★職種について」をご確認ください

ご希望の型・保険料をご選択ください

他の保険契約がある場合にご記入ください

必ずすべてご記入ください。勤務先名と所属部署名はカタカナでご記入ください。

会社コードは、日本郵便:30  
ゆうちょ銀行:40  
かんぽ生命:50  
日本郵政:10  
子会社:20  
の中から該当の2桁の会社コードをご記入ください。

### 傷害総合保険(団体)加入申込票

記載例についてはパンフレットをご確認ください。

本加入申込票は、新規加入用です。継続のお申込につきましては、別途送付します加入依頼書をご使用ください。 <帳票 54402 >  
【重要】★の項目は「告知事項」です。事実と異なる内容を記載した場合や事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。  
申込人(加入者)は、パンフレットまたは損保ジャパンの公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)に掲載の個人情報の取扱いを確認し、保険契約に関する個人情報の取扱いに同意します。

証券番号 912111F610 整理番号

申込日	20 22 年 9 月 1 日	保険期間(始期:申込日の翌1日)	20 22 年 10 月 1 日 ~ 2023 年 10 月 1 日												
郵便番号	550 1 0 2 - 0 0 0 0	電話番号	504 1 2 3 - 4 5 6 - 0 0 0 0												
住所(カタカナ)	501 カタカナで都・道・府・県名からご記入ください。 〇〇ケン〇〇シ〇〇マチ 1-2														
氏名(署名)	507 (フリガナ) ユウビン ユウジロウ 郵便 郵次郎														
被保険者氏名	モウシコミニントオナジ 申込人と同じ														
職種	VJ9 (営業(涉外) 事務 集配(二輪) 集配(四輪) その他の場合カタカナで記入ください)														
加入タイプ・型・年間保険料(月払は月々の保険料)	<table border="1"> <tr> <th>加入タイプ</th> <th>型</th> <th>年間保険料</th> </tr> <tr> <td>一時払</td> <td>800 型</td> <td>542 円</td> </tr> <tr> <td>月払</td> <td>800 型</td> <td>542 円</td> </tr> </table>			加入タイプ	型	年間保険料	一時払	800 型	542 円	月払	800 型	542 円			
加入タイプ	型	年間保険料													
一時払	800 型	542 円													
月払	800 型	542 円													
他の保険契約等(※)	<table border="1"> <tr> <td>会社名</td> <td>〇〇損保</td> <td>保険金額(死亡・後遺障害/個人賠償)</td> <td>500 / 1億円 万円</td> </tr> <tr> <td>保険種類</td> <td>傷害保険</td> <td>入院保険金日額</td> <td>3,000 円</td> </tr> <tr> <td>満期日</td> <td>2023年4月1日</td> <td>通院保険金日額</td> <td>1,500 円</td> </tr> </table>			会社名	〇〇損保	保険金額(死亡・後遺障害/個人賠償)	500 / 1億円 万円	保険種類	傷害保険	入院保険金日額	3,000 円	満期日	2023年4月1日	通院保険金日額	1,500 円
会社名	〇〇損保	保険金額(死亡・後遺障害/個人賠償)	500 / 1億円 万円												
保険種類	傷害保険	入院保険金日額	3,000 円												
満期日	2023年4月1日	通院保険金日額	1,500 円												
勤務先	<table border="1"> <tr> <td>郵便番号-会社コード(7桁)</td> <td>521 1 2 3 - 9 9 9 9 - 3 0</td> </tr> <tr> <td>勤務先名(局・店・支店等)</td> <td>522 (カタカナで記入) ギンザ キョウ テン シテン</td> </tr> <tr> <td>所属部署名</td> <td>524 (カタカナで記入) ダイイチシュウハイエイギョウブ</td> </tr> <tr> <td>社員番号</td> <td>523 〇〇〇〇〇〇〇〇</td> </tr> </table>			郵便番号-会社コード(7桁)	521 1 2 3 - 9 9 9 9 - 3 0	勤務先名(局・店・支店等)	522 (カタカナで記入) ギンザ キョウ テン シテン	所属部署名	524 (カタカナで記入) ダイイチシュウハイエイギョウブ	社員番号	523 〇〇〇〇〇〇〇〇				
郵便番号-会社コード(7桁)	521 1 2 3 - 9 9 9 9 - 3 0														
勤務先名(局・店・支店等)	522 (カタカナで記入) ギンザ キョウ テン シテン														
所属部署名	524 (カタカナで記入) ダイイチシュウハイエイギョウブ														
社員番号	523 〇〇〇〇〇〇〇〇														

【注意事項】 1. 太枠の中は申込人(加入者)で本人がご記入ください。  
2. 必要事項を正確にご記入のうえ、自払用紙とともに提出ください。  
3. 後日「加入者証」が発行されます。  
4. 退職者、受託者勤務、正社員の方はご加入いただけません。(期間雇用社員・短時間社員専用)

① 保険会社計上用

\* 必要事項をご記入のうえ、総務担当者または所属部署担当者へご提出ください。

〈自動払込利用申込書の記入方法〉

おところ(フリガナ)、おなまえ(フリガナ)を必ずご記入ください

記号・番号を必ず右づめでご記入ください

### 自動払込利用申込書

種目コード 1 6 6 2 8 記号 1 × × × 0 番号 × × × × × × × ×

おところ (フリガナ) 〇〇ケン〇〇シ〇〇マチ 1-2  
(郵便番号 102-0000)

おなまえ (フリガナ) ユウビン ユウジロウ  
郵便 郵次郎

お届け印 郵便 電話 (090) 1234-0000

払込先口座番号 00190-5-595024 払込先加入者名 公益財団法人 通信文化協会

払込開始月 2022 年 12 月から 払込日 24 日 (土曜、日曜、祝日の場合は翌営業日)

払込金の種別 各種保険料 28 (傷害総合保険(団体))

申込住所氏名 電話

備考 ※申込住所氏名欄は、預金口座の名義と異なる場合のみご記入ください。

ご注意 「お届け印」欄には、ゆうちょ銀行にお届けの印章を押印ください。

届出印をご捺印ください  
2枚目にも必ずご捺印ください

電話番号をご記入ください

\*「傷害総合保険(団体)加入申込票」とあわせて総務担当者または所属部署担当者へご提出ください。

### ★職種について

次のA.~D.に該当する場合は、該当の職種へ〇印を、E.の場合は( )内に主たる業務をカタカナで記入してください。

A. 営業(涉外)	営業(涉外)に従事する場合
B. 事務	局内・事務所内で事務に従事する場合
C. 集配(二輪)	バイクを使用して集配に従事する場合
D. 集配(四輪)	自動車を使用して集配に従事する場合(1日わずかな時間でも恒常的に自動車を使用する場合も含む)
E. その他の場合	主たる業務を記入(例:ジテンシャシュウハイ、ナイム、シワケサギョウ)



**Q1 「傷害総合保険(団体)加入依頼書」(継続)や「傷害総合保険(団体)加入申込票」(新規)の記入方法は?**

**A1** 「傷害総合保険(団体)加入依頼書」(継続)は本パンフレット21、22ページを、「傷害総合保険(団体)加入申込票」(新規)は本パンフレット23、24ページをご覧ください。

**Q2 「傷害総合保険(団体)加入依頼書」(継続)や「傷害総合保険(団体)加入申込票」(新規)の提出先はどこですか?**

**A2** 総務担当者もしくは所属部署担当者までご提出ください。  
\*一部提出先が異なる場合があります。

**Q3 (新規ご加入の方のみ)『自動払込利用申込書』の提出先はどこですか?**

**A3** 「傷害総合保険(団体)加入申込票」(新規)に添えて総務担当者もしくは所属部署担当者へご提出ください。  
\*一部提出先が異なる場合があります。

**Q4 保険の補償はいつからはじまりますか?**

**A4** 新規・継続の場合:2022年10月1日午後4時から補償開始となります。  
中途加入の場合:申込日の属する月の翌月1日午前0時から補償開始となります。

**Q5 保険料の引落としはいつですか?**

**A5 (新規・継続の場合)**

- ・一時払:指定の口座より12月26日(月)に引落としとなります。
- ・月 払:指定の口座より12月26日(月)に引落とし開始となります。  
2回目以降の保険料の引落としは毎月24日(土・日・祝日の場合は翌営業日)となります。

**(中途加入の場合)**

- ・一時払:指定の口座より、補償開始月の翌々月24日(土・日・祝日の場合は翌営業日)に引落としとなります。
- ・月 払:指定の口座より、補償開始月の翌々月24日(土・日・祝日の場合は翌営業日)に引落としとなります。  
2回目以降の保険料の引落としは毎月24日(土・日・祝日の場合は翌営業日)となります。

**Q6 退職した場合は、どうしたらいいですか?**

**A6** 満期までそのまま継続いただくか、脱退(解約)するかをお選びください。  
脱退(解約)される場合にはJP損保サービス本社へご連絡ください。  
なお、次年度はご加入いただくことはできません。

※脱退(解約)の場合

(例)5月中に脱退(解約)を申し出た場合、脱退日は6月1日となり、最終の保険料引落としは7月。

※加入者から、脱退のお申し出がない場合、2023年10月1日まで契約が継続されます。

その場合、最終の保険料引落としは2023年11月24日となります。

**Q7 退職と同時に保険契約も自動で脱退(解約)となりますか?**

**A7** 退職しても、お申し出がない限り満期まで契約は続きます。  
脱退(解約)をご希望される場合には、ご加入者さまからJP損保サービス本社へのご連絡が必要です。

**Q8 保険期間中に正社員へ登用された場合、どうしたらいいですか?**

**A8** 満期までそのまま継続いただくか、保険期間の途中で正社員向けの団体傷害保険へ切替えることも可能です。  
JP損保サービス本社(0120-307-318)までご連絡ください。

**Q9 加入者証はいつ届きますか?**

**A9** 補償開始日の属する月の翌月末までに、申込人(加入者)のご自宅へ発送予定です。  
(例)2022年10月1日保険始期の場合、原則、2022年11月末までに発送。

**Q10 パンフレットの表紙に「期間雇用社員・短時間社員の皆さま専用」と書かれていますが、アソシエイト社員や派遣社員は加入できますか?**

**A10** アソシエイト社員は加入できますが、派遣社員は加入できません。  
また、退職者・正社員・受託者・短期アルバイトの方も加入できません。

**Q11 昨年度まであった「就業中のみタイプ」のA型、B型、C型と「ワンコインタイプ」のL型、LL型がなくなっています。なぜですか?**

**A11** ご加入者さま全員に、ケガ、熱中症、新型コロナウイルスのリスク全てに備えていただくため、補償内容の見直しを行い、新規の販売は停止とさせていただきます。

**Q12 新型コロナウイルス感染症に罹患し、ホテルなどでの宿泊療養もしくは自宅療養となりました。保険金の支払い対象になりますか?**

**A12** 支払対象となります。新型コロナウイルスに感染し、医師の指示のもと、軽症や無症状の方等がホテル等の臨時施設または自宅で療養する場合は、「入院」とみなします。

**Q13 弁護士費用は、労働に関するトラブル(賃金不払・減額・解雇・退職勧奨・人事異動・時間外労働・労働災害・職場におけるいじめもしくは嫌がらせによる精神的苦痛等)についてはお支払いの対象となりますか?**

**A13** お支払いの対象外です。

**Q14 傷害総合保険(団体)は保険料控除対象となりますか?**

**A14** 保険料控除対象外です。そのため、控除証明書は発行されません。

**Q15 本契約は2023年10月1日で終了となると書かれていますが、その後はどうなりますか?**

**A15** 正社員と同一の保険商品に加入できるようご案内を実施します。  
2023年8月以降に加入者さまのご自宅に案内を送付いたしますのでご確認ください。

**Q16 中途加入の締切日が2023年5月末日と書かれていますが、2023年6月1日以降に加入申込する場合は、どうしたらいいですか?**

**A16** お手続きについてご案内しますので、JP損保サービス本社(0120-307-318)までご連絡ください。